

臨時株主総会 招集ご通知

株式会社U-NEXT

証券コード 9418



日時

平成29年7月10日 (月曜日)

午後1時

議決権行使期限

平成29年7月7日 (金曜日)

午後6時30分

場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 東館2階 鳳凰の間

(末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い
申しあげます。)

議案

- 第1号議案 株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 株式会社U-NEXT SPC1との吸収合併契約承認の件
- 第5号議案 株式会社USENとの吸収合併契約承認の件
- 第6号議案 定款変更(1)の件
- 第7号議案 定款変更(2)の件
- 第8号議案 取締役5名選任の件
- 第9号議案 監査役3名選任の件
- 第10号議案 取締役の報酬改定の件
- 第11号議案 資本金の額の減少の件
- 第12号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第13号議案 剰余金の処分の件

株 主 各 位

証券コード 9418
平成29年6月23日
東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
株式会社U-NEXT
代表取締役社長 宇野 康秀

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月7日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記		
1 日 時	平成29年7月10日（月曜日）午後1時	
2 場 所	東京都港区元赤坂二丁目2番23号 明治記念館 東館2階 鳳凰の間 (末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)	
3 目的事項	決議事項	第1号議案 株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約承認の件
		第2号議案 株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約承認の件
		第3号議案 株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNER Sとの吸収分割契約承認の件
		第4号議案 株式会社U-NEXT SPC1との吸収合併契約承認の件
		第5号議案 株式会社USENとの吸収合併契約承認の件
		第6号議案 定款変更（1）の件
		第7号議案 定款変更（2）の件
		第8号議案 取締役5名選任の件
		第9号議案 監査役3名選任の件
		第10号議案 取締役の報酬改定の件
		第11号議案 資本金の額の減少の件
		第12号議案 資本準備金の額の減少の件
		第13号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本臨時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本臨時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.unext.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項につき上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

株式会社U－N E X T分割準備会社との吸収分割契約承認の件

当社と株式会社U S E N（以下「U S E N」といいます。）は、平成29年2月13日付で、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、平成29年12月1日付の経営統合をめざし、詳細な検討と協議を進めて参りました。

その後、当社とU S E Nは、平成29年6月19日付で、本経営統合に係る最終契約を締結し、両社の持株会社体制という新体制に移行することを合意しております。

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U－N E X T分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U－N E X T分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U－N E X T分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「吸収分割①」といいます。）に関する吸収分割契約（以下「吸収分割契約①」といいます。）を締結いたしました。つきましては、吸収分割契約①のご承認をお願いしたく存じます。

なお、吸収分割①の効力は、第2号議案から第5号議案までの各議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 吸収分割①を行う理由

当社の平成29年2月13日付プレスリリース「連結子会社（株式会社U－N E X T S P C 1）による株式会社U S E N株式（証券コード：4842）に対する公開買付けの開始及び経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社としては、競争環境が厳しい中で積極的な投資を行っていくために経営基盤の安定化が課題であるところ、安定した経営基盤を持つU S E Nをグループ内に取り込み、両社の経営資源を融合させることが経営基盤の安定化に資するとともに、競合他社に負けない積極的な施策を打ち出す可能性が開けると考えるに至りました。

また、当社は、U S E Nにとっては、事業自体は収益性が高く安定している一方、成長性が乏しく、市場株価も伸び悩んでいる状況にあることが課題であるところ、当社による技術面も含めた新しいサービスの創出力を活かすことで、全体として成長性のある企業として評価される可能性があると考えに至りました。

当社としては、両社の持株会社体制という新体制の実現により、(a) 売上シナジー、(b) コストシナジー、(c) 事業管理体制の効率化・上場維持コストの軽減といったシナジー効果が期待されるものと考えております。

また、かかるシナジーのほか、両社が持株会社体制という新体制に移行することにより、傘下の事業会社全体を持株会社が一元的に統括することが可能となり、傘下の事業会社の成長ステージをより可視化でき、マネジメントとして最適な経営資源の配分を実行することができると考えております。加えて、このような最適な経営資源の配分の実行に伴い、各事業会社が当該経営資源を利用することにより、その事業価値をより高めることが可能となり、グループ全体の企業価値の一層の向上が見込まれるものと考えております。

そして、当社としては、上記のシナジー効果及び持株会社体制によるメリットを十分に発揮させるにあたっては、当社及びU S E Nの両事業に関する深い理解を持つ経営者の下、双方の強みを活かし、弱みを補完するような企業経営を行うことが最も重要なことと考えております。この点、両社の事業内容を熟知している現当社の代表取締役社長であり、U S E Nの取締役会長である宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）の強力なリーダーシップの下、同氏が議決権のマジョリティを保有する当社が主体となって、両社を再び同じ企業グループとし、新体制により両社を経営していく本経営統合が、両社の企業価値向上のために最も望ましいと考えるに至りました。

当社としては、本経営統合を実行した場合には、短期的には多額の買収資金の調達が必要となるため、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるものの、本経営統合を行うことにより新たな成長ステージに移行できる可能性があると考えております。

一方、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待どおりの成果が得られるとは限られない中、U S E Nの株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えております。

以上のような検討を経て、当社は、平成29年1月に本経営統合を実行するために株式会社U-NEXT SPC 1（以下「U-NEXT SPC 1」といいます。）を設立し、U-NEXT SPC 1は、平成29年2月13日に、本経営統合の一環としてU S E Nの普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしました。その後、本公開買付けは平成29年3月28日をもって終了し、本公開買付けの結果、平成29年4月4日（本公開買付けの決済の開始日）付で、U S E Nは、当社の連結子会社となっております。

以上の経緯を経て、当社及びU S E Nは、平成29年6月19日付で、本経営統合に係る最終契約を締結し、両社の持株会社体制という新体制に移行することを合意しております。

具体的には、当社及びU S E Nは、当該最終契約において、当社及びU S E Nがすべての事業（但し、子会社の経営管理事業と子会社に対する人事・経理・総務等の事務事業（以下「バックオフィス業務」といいます。）を除きます。）を吸収分割の方法により新設する法人へ承継した後、当社を存続会社、U－N E X T S P C 1を消滅会社とする吸収合併、当社を存続会社、U S E Nを消滅会社とする吸収合併を順次実施することによって、当社が子会社の経営管理事業と子会社に対するバックオフィス業務を営む純粋持株会社となる方針につき合意しております。

かかる本経営統合の一環として、当社は、当社の完全子会社である株式会社U－N E X T分割準備会社、株式会社U S E N N E T W O R K S及び株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sとの間で、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務、コミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務、並びに、コミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社U－N E X T分割準備会社、株式会社U S E N N E T W O R K S及び株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sへ吸収分割の方法により承継させる旨の吸収分割契約①、吸収分割契約②（第2号議案において定義します。以下同じです。）及び吸収分割契約③（第3号議案において定義します。以下同じです。）をそれぞれ締結するとともに、U－N E X T S P C 1及びU S E Nとの間で、当社を吸収合併存続会社、U－N E X T S P C 1及びU S E Nを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約①（第4号議案において定義します。以下同じです。）及び吸収合併契約②（第5号議案において定義します。以下同じです。）をそれぞれ締結いたしました。

2. 吸収分割契約①の内容

当社と株式会社U－N E X T分割準備会社が平成29年6月19日付で締結した吸収分割契約①の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社U-NEXT（以下「甲」という。）及び株式会社U-NEXT分割準備会社（以下「乙」という。）は、コンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社U-NEXT

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社U-NEXT分割準備会社

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式53,750株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年12月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（効力発生の条件）

本件分割は、効力発生日において、以下の会社分割及び合併の全てが甲の株主総会の決議によって承認されていることを条件としてその効力を生ずるものとする。

- (1) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U S E N N E T W O R K S を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (2) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U S E N - N E X T L I V I N G P A R T N E R S を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (3) 平成29年6月19日付け合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社U - N E X T S P C 1 を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (4) 平成29年6月19日付け吸収合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社U S E N を吸収合併消滅会社とする吸収合併

第8条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年6月19日

（甲）東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
株式会社U-NEXT
代表取締役社長 宇野 康秀

（乙）東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株式会社U-NEXT分割準備会社
代表取締役 堤 天心

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、未収入金その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属するリース債務、退職給付引当金その他一切の固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

効力発生日において本件事業に帰属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社及び株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ分割準備会社は、吸収分割①に際して、当社が株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ分割準備会社の普通株式53,750株の交付を受けることといたしましたが、当社と株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ分割準備会社が完全親子関係にあること等に照らして相当であると判断しております。

また、吸収分割①により吸収分割承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

(2) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

① 成立の日における貸借対照表の内容

株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ分割準備会社は、平成29年6月16日に成立した会社であるため、最終の事業年度はありません。株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
現 預 金	12,500	資 本 金	10,000
		資本準備金	2,500
資 産 合 計	12,500	負債・純資産合計	12,500

② 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①連結子会社（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１）によるＵＳＥＮ株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１は、平成29年2月13日、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮが所有する自己株式及び不応募対象株式（宇野氏が所有するＵＳＥＮの普通株式（以下「ＵＳＥＮ株式」といいます。以下同じです。）のすべて及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が所有するＵＳＥＮ株式のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意しているＵＳＥＮ株式をいいます。）を除くＵＳＥＮ株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、ＵＳＥＮ株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とＵＳＥＮとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、ＵＳＥＮ株式 107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が所有するＵＳＥＮ株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

②資金の借入の件

（ア）借入の理由

当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

（イ）シンジケートローン契約の概要

（a）組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
（b）契約日	平成29年3月29日
（c）担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）

- (d) 適用利率 全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利
(e) アレンジャー兼エージェント 株式会社みずほ銀行
(f) シンジケート団 株式会社みずほ銀行を含む全9行
(g) 借入満期日 平成36年3月31日
(h) 財務制限条項

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
- ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。
- 二. 平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

③株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN NETWORKSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN NETWORKSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN NETWORKSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約②を締結いたしました。

④株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約③を締結いたしました。

⑤U-NEXT SPC1との吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社であるU-NEXT SPC1との間で、当社を吸収合併存続会社、U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約①を締結いたしました。

⑥USENとの吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、USENとの間で、当社を吸収合併存続会社、USENを吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約②を締結いたしました。

第2号議案

株式会社U S E N N E T W O R K S との吸収分割契約承認の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U S E N N E T W O R K S との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U S E N N E T W O R K S を吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社U S E N N E T W O R K S に承継させる吸収分割（以下「吸収分割②」といいます。）に関する吸収分割契約（以下「吸収分割契約②」といいます。）を締結いたしました。つきましては、吸収分割契約②のご承認をお願いしたく存じます。

なお、吸収分割②の効力は、第1号議案、第3号議案から第5号議案までの各議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 吸収分割②を行う理由

第1号議案「1. 吸収分割①を行う理由」をご参照ください。

2. 吸収分割契約②の内容

当社と株式会社U S E N N E T W O R K S が平成29年6月19日付で締結した吸収分割契約②の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社U-NEXT（以下「甲」という。）及び株式会社USEN NETWORKS（以下「乙」という。）は、コミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社U-NEXT

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社USEN NETWORKS

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式9,750株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年12月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（効力発生の条件）

本件分割は、効力発生日において、以下の会社分割及び合併の全てが甲の株主総会の決議によって承認されていることを条件としてその効力を生ずるものとする。

- (1) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (2) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (3) 平成29年6月19日付け合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (4) 平成29年6月19日付け吸収合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社USENを吸収合併消滅会社とする吸収合併

第8条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年6月19日

（甲）東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
株式会社U-NEXT
代表取締役社長 宇野 康秀

（乙）東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株式会社USEN NETWORKS
代表取締役 島田 亨

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、未収入金その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属するリース債務、退職給付引当金その他一切の固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

効力発生日において本件事業に帰属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社及び株式会社U S E N N E T W O R K S は、吸収分割②に際して、当社が株式会社U S E N N E T W O R K S の普通株式9,750株の交付を受けることといたしましたが、当社と株式会社U S E N N E T W O R K S が完全親子関係にあること等に照らして相当であると判断しております。

また、吸収分割②により吸収分割承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

(2) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

① 成立の日における貸借対照表の内容

株式会社U S E N N E T W O R K S は、平成29年6月16日に成立した会社であるため、最終の事業年度はありません。株式会社U S E N N E T W O R K S の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
現 預 金	12,500	資 本 金	10,000
		資本準備金	2,500
資 産 合 計	12,500	負債・純資産合計	12,500

② 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 連結子会社（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１）によるＵＳＥＮ株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１は、平成29年2月13日、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮが所有する自己株式及び不応募対象株式を除くＵＳＥＮ株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、ＵＳＥＮ株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とＵＳＥＮとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、ＵＳＥＮ株式 107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が所有するＵＳＥＮ株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

② 資金の借入の件

（ア）借入の理由

当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

（イ）シンジケートローン契約の概要

（a）組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
（b）契約日	平成29年3月29日
（c）担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）

- (d) 適用利率 全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利
 (e) アレンジャー兼エージェント 株式会社みずほ銀行
 (f) シンジケート団 株式会社みずほ銀行を含む全9行
 (g) 借入満期日 平成36年3月31日
 (h) 財務制限条項

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
 ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
 ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。
 ニ. 平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

③ 株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U-NEXT分割準備会社に承継させる吸収分割に関する吸収分割契約①を締結いたしました。

④ 株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約③を締結いたしました。

⑤ U-NEXT SPC1との吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社であるU-NEXT SPC1との間で、当社を吸収合併存続会社、U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約①を締結いたしました。

⑥ USENとの吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、USENとの間で、当社を吸収合併存続会社、USENを吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約②を締結いたしました。

第3号議案

株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約承認の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSに承継させる吸収分割（以下「吸収分割③」といいます。）に関する吸収分割契約（以下「吸収分割契約③」といいます。）を締結いたしました。つきましては、吸収分割契約③のご承認をお願いしたく存じます。

なお、吸収分割③の効力は、第1号議案、第2号議案、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 吸収分割③を行う理由

第1号議案「1. 吸収分割①を行う理由」をご参照ください。

2. 吸収分割契約③の内容

当社と株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSが平成29年6月19日付で締結した吸収分割契約③の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社U-NEXT（以下「甲」という。）及び株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERS（以下「乙」という。）は、コミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社U-NEXT

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERS

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式5,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年12月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（効力発生の条件）

本件分割は、効力発生日において、以下の会社分割及び合併の全てが甲の株主総会の決議によって承認されていることを条件としてその効力を生ずるものとする。

- (1) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (2) 平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社USEN NETWORKSを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (3) 平成29年6月19日付け合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- (4) 平成29年6月19日付け吸収合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社USENを吸収合併消滅会社とする吸収合併

第8条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年6月19日

（甲）東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

株式会社U-NEXT

代表取締役社長 宇野 康秀

（乙）東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERS

代表取締役 山本 正志

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、未収入金その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属するリース債務、退職給付引当金その他一切の固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

効力発生日において本件事業に帰属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社及び株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSは、吸収分割③に際して、当社が株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSの普通株式5,000株の交付を受けることとしたしましたが、当社と株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSが完全親子関係にあること等に照らして相当であると判断しております。

また、吸収分割③により吸収分割承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

(2) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

① 成立の日における貸借対照表の内容

株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSは、平成29年6月16日に成立した会社であるため、最終の事業年度はありません。株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSの成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
現 預 金	12,500	資 本 金	10,000
		資本準備金	2,500
資 産 合 計	12,500	負債・純資産合計	12,500

② 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 連結子会社（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１）によるＵＳＥＮ株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１は、平成29年2月13日、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮが所有する自己株式及び不応募対象株式を除くＵＳＥＮ株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、ＵＳＥＮ株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とＵＳＥＮとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、ＵＳＥＮ株式 107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が所有するＵＳＥＮ株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

② 資金の借入の件

（ア）借入の理由

当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

（イ）シンジケートローン契約の概要

（a）組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
（b）契約日	平成29年3月29日
（c）担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）

- (d) 適用利率 全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利
(e) アレンジャー兼エージェント 株式会社みずほ銀行
(f) シンジケート団 株式会社みずほ銀行を含む全9行
(g) 借入満期日 平成36年3月31日
(h) 財務制限条項

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
- ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。
- 二. 平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

③ 株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U-NEXT分割準備会社に承継させる吸収分割に関する吸収分割契約①を締結いたしました。

④ 株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN NETWORKSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN NETWORKSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN NETWORKSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約②を締結いたしました。

⑤ U-NEXT SPC1との吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社であるU-NEXT SPC1との間で、当社を吸収合併存続会社、U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約①を締結いたしました。

⑥ USENとの吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、USENとの間で、当社を吸収合併存続会社、USENを吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約②を締結いたしました。

第4号議案

株式会社U-NEXT SPC1との吸収合併契約承認の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社であるU-NEXT SPC1との間で、当社を吸収合併存続会社、U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「吸収合併①」といいます。）に関する吸収合併契約（以下「吸収合併契約①」といいます。）を締結いたしました。吸収合併①に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定により、吸収合併契約①のご承認をお願いするものであります。

なお、吸収合併①の効力は、第1号議案から第3号議案までの各議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されること、並びに、吸収分割①、吸収分割②及び吸収分割③の効力が生じることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 吸収合併①を行う理由

第1号議案「1. 吸収分割①を行う理由」をご参照ください。

2. 吸収合併契約①の内容

当社とU-NEXT SPC1が平成29年6月19日付で締結した吸収合併契約①の内容は、以下のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社U-NEXT（以下「甲」という。）と株式会社U-NEXT SPC1（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方式）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。本合併の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：株式会社U-NEXT

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社U-NEXT SPC1

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年12月1日とする。ただし、甲と乙は合意によりこれを変更することができる。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第4条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併において、一切の対価を交付しない。

第5条（合併承認株主総会等）

1. 甲は、平成29年7月10日に開催予定の臨時株主総会にて、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、甲の合併手続の遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができるものとする。
2. 乙は、平成29年7月10日に開催予定の臨時株主総会にて、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、乙の合併手続の遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができるものとする。

第6条（効力発生の条件）

本合併は、効力発生日において、下記(1)ないし(3)の会社分割の全てが甲の株主総会の決議によって承認されること及び効力が生じること並びに下記(4)の合併が甲の株主総会の決議によって承認されることを条件としてその効力を生ずるものとする。

- (1)平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U－N E X T分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (2)平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U S E N N E T W O R K Sを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (3)平成29年6月19日付け吸収分割契約書に基づく甲を吸収分割会社、株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (4)平成29年6月19日付け吸収合併契約書に基づく甲を吸収合併存続会社、株式会社U S E Nを吸収合併消滅会社とする吸収合併

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日以後効力発生日までの間において、善良な管理者の注意義務をもって本合併の遂行に必要な手続及び資産、負債又は権利義務の管理を行うものとする。ただし、当該期間において、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う必要が生じた場合、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを実行する。

第8条（合併契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態について重要な変動が生じた場合には、甲及び乙は、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める株主総会又は法令に定める関係官庁の承認等のいずれかが得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項については、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

平成29年6月19日

（甲）東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
株式会社U-NEXT
代表取締役社長 宇野 康秀

（乙）東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
株式会社U-NEXT SPC1
代表取締役 宇野 康秀

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

吸収合併①は、完全親子会社間において行われるため、吸収合併①に際して株式の割当その他の対価の交付は行いません。

また、吸収合併①により当社において資本金及び準備金の額は変動しません。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

① 成立の日における貸借対照表の内容

U-NEXT SPC1は、平成29年1月13日に成立した会社であるため、最終の事業年度はありません。

U-NEXT SPC1の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
現 預 金	1,000	資 本 金	1,000
資 産 合 計	1,000	負債・純資産合計	1,000

② 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ア) U S E N株式に対する公開買付けの件

U-NEXT SPC1は、平成29年2月13日、U-NEXT SPC1が、U S E Nが所有する自己株式及び不応募対象株式を除くU S E N株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、U S E N株式 107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、U-NEXT SPC1が所有するU S E N株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

(イ) 資金の借入の件

(a) 借入の理由

Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

(b) シンジケートローン契約の概要

(i) 組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
(ii) 契約日	平成29年3月29日
(iii) 担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）
(iv) 適用利率	全銀協日本円ＴＩＢＯＲに基づく変動金利
(v) アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行
(vi) シンジケート団	株式会社みずほ銀行を含む全9行
(vii) 借入満期日	平成36年3月31日
(viii) 財務制限条項	

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
- ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。

二. 平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 連結子会社（U－N E X T S P C 1）によるU S E N株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社であるU－N E X T S P C 1は、平成29年2月13日、U－N E X T S P C 1が、U S E Nが所有する自己株式及び不応募対象株式を除くU S E N株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、U S E N株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とU S E Nとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、U S E N株式 107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、U－N E X T S P C 1が所有するU S E N株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

② 資金の借入の件

(ア) 借入の理由

当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

(イ) シンジケートローン契約の概要

(a) 組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
(b) 契約日	平成29年3月29日
(c) 担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）
(d) 適用利率	全銀協日本円ＴＩＢＯＲに基づく変動金利
(e) アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行
(f) シンジケート団	株式会社みずほ銀行を含む全9行
(g) 借入満期日	平成36年3月31日
(h) 財務制限条項	

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
- ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。

二、平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

③ 株式会社U－N E X T分割準備会社との吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U－N E X T分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U－N E X T分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U－N E X T分割準備会社に承継させる吸収分割に関する吸収分割契約①を締結いたしました。

④ 株式会社U S E N N E T W O R K Sとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U S E N N E T W O R K Sとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社U S E N N E T W O R K Sを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社U S E N N E T W O R K Sに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約②を締結いたしました。

⑤ 株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社U S E N－N E X T L I V I N G P A R T N E R Sに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約③を締結いたしました。

⑥ U S E Nとの吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、U S E Nとの間で、当社を吸収合併存続会社、U S E Nを吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約②を締結いたしました。

第5号議案

株式会社U S E Nとの吸収合併契約承認の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、U S E Nとの間で、当社を吸収合併存続会社、U S E Nを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「吸収合併②」といいます。）に関する吸収合併契約（以下「吸収合併契約②」といいます。）を締結いたしました。つきましては、吸収合併契約②のご承認をお願いしたく存じます。

なお、吸収合併②の効力は、第1号議案から第4号議案までの各議案が原案どおり承認可決されること、並びに、吸収分割①、吸収分割②、吸収分割③及び吸収合併①の効力が生じることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

1. 吸収合併②を行う理由

第1号議案「1. 吸収分割①を行う理由」をご参照ください。

2. 吸収合併契約②の内容

当社とU S E Nが平成29年6月19日付で締結した吸収合併契約②の内容は、以下のとおりです。

吸収合併契約書（写）

東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号に本店を有する株式会社U-NEXT（以下「甲」という。）と東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社USEN（以下「乙」という。）は、平成29年6月19日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本吸収合併」という。）。

第2条（本吸収合併の対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併が効力を生ずる時点の直前時における乙株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式（会社法第785条に基づき株式買取請求がなされた株式は、ここに含まれない。）に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.61を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.61株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（資本金及び準備金）

本吸収合併による資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金: 零円
- (2) 資本準備金: 零円
- (3) 利益準備金: 零円

第4条（効力発生日等）

1. 本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年12月1日とする。ただし、本吸収合併に係る手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。
2. 本吸収合併は、①甲と甲の子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社、株式会社USEN NETWORKS及び株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間でそれぞれ締結された平成29年6月19日付「吸収分割契約書」に基づく各吸収分割の効力発生、②乙と乙の子会社である株式会社USEN分割準備会社、株式会社USEN ICT Solutions及び株式会社USEN Mediaとの間でそれぞれ締結された平成29年6月19日付「吸収分割契約書」に基づく各吸収分割の効力発生、並びに③甲と甲の子会社である株式会社U-NEXT SPC1との間で締結された平成29年6月19日付「合併契約書」に基づく吸収合併の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。
3. 本吸収合併は、本吸収合併が効力を生ずる直前時において、本吸収合併が効力を生ずるのに必要な要件をすべて満たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し（会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する決議を行うものとする。

第6条（契約の変更又は解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間に、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項につき生じた疑義については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

（以下本頁余白）

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成29年6月19日

甲 株式会社U-NEXT
東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
代表取締役社長 宇野 康秀

乙 株式会社USEN
東京都港区北青山三丁目1番2号
代表取締役社長 田村 公正

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 吸収合併②に際して交付する株式の数及びその割当に関する事項の相当性に関する事項

(ア) 吸収合併②に係る割当の内容

当社は、吸収合併②に際して、吸収合併②の効力が生ずる時点の直前時におけるU S E Nの株主に対し、その保有するU S E Nの普通株式1株当たり当社の普通株式0.61株を割当交付いたします。

	当社 (吸収合併存続会社)	USEN (吸収合併消滅会社)
吸収合併②に係る割当比率	1	0.61

(注1) 吸収合併②により交付する当社の株式数(予定)：普通株式：43,572,011株

(注2) U S E Nが保有する自己株式及び吸収合併①に伴い当社が保有することとなるU S E Nの普通株式(107,825,894株)については、吸収合併②による株式の割当は行いません。

(注3) 吸収合併②に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当を受けることとなるU S E Nの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

(イ) 吸収合併②に係る割当の内容の根拠等

(a) 割当の内容の根拠及び理由

当社及びU S E Nは、吸収合併②における合併比率(以下「本合併比率」といいます。)の決定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社は株式会社K P M G F A S(以下「K P M G」といいます。)を、また、U S E NはE Yトラランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下「E Y」といいます。)を、合併比率の算定に関する別個に独立した第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ吸収合併②の普通株式の合併比率の算定を依頼しました。当社及びU S E Nは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた普通株式に関する合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、本経営統合の一環として行われる本公開買付け及び吸収合併②においてU S E N株主が受ける経済的価値が同等のものとなるようにする観点から、U S E Nの普通株式の評価については本公開買付け価格(本公開買付けにおけるU S E N株式1株当たりの買付け等の価格をいいます。)と同一の価格としつつ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等も勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(b) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び当会社との関係

当社及びU S E Nは、本合併比率の決定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社はK P M Gを、また、U S E NはE Yを、合併比率の算定に関する別個に独立した第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。なお、当社及びU S E Nが選定したそれぞれの第三者算定機関は、吸収合併②に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

K P M Gは、当社については、当社の普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用して算定を行いました。U S E Nについては、U S E Nの普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F法を採用して算定を行いました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法	0.47～0.64
DCF法	0.42～0.83

市場株価平均法においては、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月10日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用して算定しております。

D C F法では、当社については、当社が作成した平成28年12月期第4四半期から平成32年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成28年12月期第4四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析しております。なお、D C F法による分析に用いた当社の事業計画期間における業績については、平成28年12月期（当期純利益△1,062百万円）から平成32年12月期（当期純利益1,157百万円）にかけて大幅な増益（2,219百万円）が見込まれていますが、これは主に、動画配信事業及びM V N Oサービスの市場拡大に伴う増収を見込んでいるこ

とによるものです。

他方、U S E Nについては、U S E Nが作成した平成29年8月期から平成36年8月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、U S E Nが平成29年8月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてU S E Nの企業価値や株式価値を分析しております。D C F法による分析に用いたU S E Nの事業計画期間における業績については、平成29年8月期（当期純利益5,948百万円）から平成36年8月期（当期純利益5,832百万円）にかけて大幅な増減益は見込んでいません（△116百万円）。

なお、K P M GがD C F法による算定にあたり前提とした当社及びU S E Nの事業計画において、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果等については、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、当社及びU S E Nの事業計画における財務予測には加味しておりません。

K P M Gは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でK P M Gに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照した当社及びU S E Nの事業計画に関する情報については、当社及びU S E Nの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。K P M Gの合併比率の算定は、平成29年2月10日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、当社はK P M Gから普通株式の合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、E Yは、当社及びU S E Nについて、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行ったとのこととです。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりとのことです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.402～0.862
DCF法	0.507～0.959

なお、市場株価法については、平成29年2月10日を評価基準日とし、一時的な株価変動等の影響をできるだけ排除しつつ可能な限り最新の情報が反映された株価を採用するために、当社については平成28年12月期第3四半期決算短信の発表を行った翌営業日の平成28年11月15日から、U S E Nについては平成28年8月期決算の業績報道後の平成28年10月7日から、評価基準日までをそれぞれ採用期間とするとともに当該採用期間における株価の終値から算定を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.402から0.862として算定しているとのことです。

D C F法では、当社について、当社が作成した平成28年12月期から平成32年12月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しているとのことです。割引率は7.4%から9.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は1.0%を採用しているとのことです。

一方、U S E Nについて、U S E Nが作成した平成29年8月期から平成36年8月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しているとのことです。その他事業の一部を除き割引率は5.5%から6.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は1.0%を採用しているとのことです。

それらの結果を基に合併比率のレンジを0.507から0.959として算定しているとのことです。

E Yは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でE Yに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。E Yの合併比率の算定は平成29年2月10日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の

予測と判断に基づき、合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。

なお、E YがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測における当期純利益が、平成28年12月期△1,062百万円、平成29年12月期233百万円、平成30年12月期630百万円、平成31年12月期909百万円、平成32年12月期1,157百万円となっており、平成28年12月期から平成32年12月期にかけて2,219百万円の大幅な増益が見込まれておりますが、これは主に、動画配信事業及びMVNOサービスの市場拡大に伴う増収を見込んでいることによるとのことです。また、E YがDCF法による算定の前提としたUSENの財務予測における当期純利益が、平成29年8月期5,948百万円、平成30年8月期5,636百万円、平成31年8月期5,898百万円、平成32年8月期6,197百万円、平成33年8月期5,929百万円、平成34年8月期6,114百万円、平成35年8月期6,005百万円、平成36年8月期5,832百万円となっており、平成29年8月期から平成36年8月期にかけて大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

(c) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及びUSENは、吸収合併②を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

(i) 第三者委員会の設置

当社は、USEN、当社及びU-NEXT SPC1から独立した、第三者委員会を設置し、当該第三者委員会より、本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものではないと料される旨の答申書を取得しています。

USENは、USEN、当社及びU-NEXT SPC1から独立した第三者委員会を設置し、当該第三者委員会より、本経営統合はUSENの少数株主にとって不利益なものではないと料され、USENの取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、USENの株主に本公開買付けへの応募を推奨することも相当である旨の答申書を取得しています。

(ii) 算定書の取得

当社及びＵＳＥＮは、それぞれ別個に独立した第三者算定機関であるＫＰＭＧ及びＥＹに吸収合併②の普通株式の合併比率の算定を依頼しました。当社は、ＫＰＭＧによる合併比率の算定結果に加え、当社において実施したＵＳＥＮに対するデュー・ディリジェンス、当社の普通株式及びＵＳＥＮの普通株式の直近における市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、ＵＳＥＮとの協議・交渉の結果等も踏まえ、本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しております。なお、当社及びＵＳＥＮは、いずれも、各第三者算定機関から普通株式の合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(iii) 独立した法律事務所からの助言

吸収合併②を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、当社はシティユーワ法律事務所を、またＵＳＥＮは西村あさひ法律事務所を選任し、それぞれ吸収合併②を含む本経営統合に関する諸手續並びに取締役会の意思決定の方法及び過程について、法的な観点から助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所及び西村あさひ法律事務所は、いずれも当社及びＵＳＥＮとの間で重要な利害関係を有していません。

(iv) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、ＵＳＥＮの取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本基本合意書を締結する旨を決議しております。宇野氏は、ＵＳＥＮの取締役会長及び主要株主である筆頭株主であり、本基本合意書の締結に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、利益相反を回避する観点から、当社の上記取締役会における本基本合意書締結に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてＵＳＥＮとの協議及び交渉に一切参加していません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、本基本合意書を締結する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

一方、ＵＳＥＮの取締役のうち、宇野氏は、当社の代表取締役を兼務しており、本基本合意書の締結は会社法上の利益相反取引（会社法第356条第1項第2号、第365条第1項）に該当することから、当該利益相反取引については、ＵＳＥＮの取締役会の承認を得ているとのこと。以上の事情を踏まえ、宇野氏は、特別利害関係人として、平成29年2月13日に開催されたＵＳＥＮの取締役会における本基本合意書の締結に関する議題の審議及び決議には参加していないとのこと。ＵＳＥＮの取締役会における本基本合意書の締結に関する議案は、宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で承認可決されているとのこと。また、当該取締役会には、ＵＳＥＮの社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、本基本合意書を締結する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

② 吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項の相当性に関する事項

吸収合併②により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりであります。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 0円

利益準備金の額： 0円

これらの資本金及び準備金の額は吸収合併②後の当社の機動的かつ柔軟な資本政策を実現する見地から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

「（株主総会参考書類別冊）株式会社ＵＳＥＮの最終事業年度に係る計算書類等の内容」に記載のとおりです。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ア) 公開買付けの結果について

U-NEXT SPC1は、平成29年2月14日から平成29年3月28日までUSEN株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年4月4日の決済開始日をもって、USEN株式107,825,894株（USENの総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%）を保有するに至りました。

(イ) 株式併合について

本公開買付けの結果を踏まえ、USENは、U-NEXT SPC1、宇野氏及び光通信がUSEN株式のすべて（USENが所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手続を実施することといたしました。当該手続の一環として、USENは、USENの株主総会においてUSENの株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、平成29年8月16日を効力発生日として、以下の内容の株式併合を実施いたします。

(a) 併合の割合

USEN株式29,435,112株を1株に併合いたします。

(b) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年8月16日

(c) 効力発生日における発行可能株式総数

18株

(ウ) 吸収分割契約の締結について

USENは、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日を効力発生日とする、①USENを吸収分割会社、株式会社USEN分割準備会社を吸収分割承継会社として、USENの音楽配信事業及びエネルギー事業を株式会社USEN分割準備会社に承継させる吸収分割、②USENを吸収分割会社、株式会社USEN ICT Solutionsを吸収分割承継会社として、USENのICT事業を株式会社USEN ICT Solutionsに承継させる吸収分割、及び③USENを吸収分割会社、株式会社USEN Mediaを吸収分割承継会社として、USENの集客支援事業を株式会社USEN Mediaに承継させる吸収分割に係る吸収分割契約をそれぞれ締結いたしました。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 連結子会社（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１）によるＵＳＥＮ株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１は、平成29年2月13日、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮが所有する自己株式及び不応募対象株式を除くＵＳＥＮ株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、ＵＳＥＮ株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とＵＳＥＮとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、ＵＳＥＮ株式107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が所有するＵＳＥＮ株式は、107,825,894株（所有割合52.33%）となっております。

② 資金の借入の件

(ア) 借入の理由

当社の連結子会社であるＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が、ＵＳＥＮ株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及びＵＳＥＮの既存の借入のリファイナンスに充当するためにＵ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

(イ) シンジケートローン契約の概要

(a) 組成総額	945億円
タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	限度額50億円
(b) 契約日	平成29年3月29日
(c) 担保の有無	有（Ｕ－ＮＥＸＴ ＳＰＣ１が取得するＵＳＥＮ株式等）
(d) 適用利率	全銀協日本円ＴＩＢＯＲに基づく変動金利

- (e) アレンジャー兼エージェント 株式会社みずほ銀行
(f) シンジケート団 株式会社みずほ銀行を含む全9行
(g) 借入満期日 平成36年3月31日
(h) 財務制限条項

- イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。
- ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降（当該決算期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ハ. 平成30年2月期以降（平成30年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのグロス・レバレッジ・レシオ（※2）を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。
- ニ. 平成31年2月期以降（平成31年2月期を含む。）の各中間期末及び平成30年8月期以降（平成30年8月期を含む。）の決算期末（いずれも直近12ヶ月）における簡易連結（※1）ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ（※3）を1.05以上に維持すること。

（※1）簡易連結：借入人を頂点とするU S E N（U S E Nの子会社含む。）との連結

（※2）グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

（※3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー（金利支払前）／（有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー）

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

③ 株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とし、当社が営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U-NEXT分割準備会社に承継させる吸収分割に関する吸収分割契約①を締結いたしました。

④ 株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN NETWORKSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN NETWORKSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN NETWORKSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約②を締結いたしました。

⑤ 株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社である株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間で、当社を吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とし、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約③を締結いたしました。

⑥ U-NEXT SPC1との吸収合併契約締結の件

当社は、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社の完全子会社であるU-NEXT SPC1との間で、当社を吸収合併存続会社、U-NEXT SPC1を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する吸収合併契約①を締結いたしました。

第6号議案

定款変更（１）の件

1. 提案の理由

経営基盤の柔軟性確保及び安定化に向けて、現行の当社定款に以下の項目を追加するものであります。

- ① 機動的な資本政策を可能にするため、発行可能株式総数を増加します。
 - ② 経営体制及び監査体制の強化及び充実の観点から、取締役及び監査役の員数を変更します。
 - ③ 現行定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）について、それぞれ取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるようにするとともに、責任限定契約を締結できる範囲を拡充するため、取締役の責任免除及び監査役の責任免除に関する変更を行います。
- なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が原案どおり承認可決された時点をもって、その効力が生じるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>65,702,400株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>98,000,000株</u> とする。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は <u>7名以内</u> とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は <u>3名以上</u> とする。

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第31条 当会社の監査役は<u>4名以内</u>とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第31条 当会社の監査役は<u>3名以上</u>とする。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7号議案

定款変更（2）の件

1. 提案の理由

第1号議案から第5号議案までの各議案のご承認をいただくことを前提として、平成29年12月1日に予定しております本経営統合に伴い、以下の項目を追加するものであります。

- ① 本経営統合によって、当社は、平成29年12月1日（予定）をもって純粋持株会社となる予定です。これに伴い、当社の商号及び事業目的を変更します。
- ② 本経営統合に伴い、本店の所在地を変更します。
- ③ 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしていますが、USENと本経営統合を行うことを踏まえ、効率的な業務執行を行うため、事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更することとし、これに伴う所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案から第5号議案までの各議案が原案どおり承認可決されること、並びに、吸収分割①、吸収分割②、吸収分割③、吸収合併①及び吸収合併②の効力が生じることを条件として、吸収分割①、吸収分割②、吸収分割③、吸収合併①及び吸収合併②の効力発生日（平成29年12月1日（予定））をもって、その効力が生じるものといたします。
(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

第6号議案による変更後の定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社U-NEXTと称し、英文ではU-NEXT Co., Ltd.と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと称し、英文ではUSEN-NEXT HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

第6号議案による変更後の定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (8) (条文省略) (9) 販売促進に関する指導、<u>経営コンサルト業務</u> (10) ～ (17) (条文省略) <u>(18) 情報提供サービス業</u> <u>(19) ～ (39) (条文省略)</u> <u>(40) 電気通信役務利用放送事業</u> <u>(41) ～ (42) (条文省略)</u> <u>(43) 上記各号に附帯関連する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1) ～ (8) (現行どおり) (9) 販売促進に関する指導、<u>経営コンサルティング業務</u> (10) ～ (17) (現行どおり) (削除) (18) ～ (38) (現行どおり) <u>(39) 放送法に基づく一般放送事業</u> <u>(40) ～ (41) (現行どおり)</u> <u>(42) カラオケ機材の開発、設計、製造、販売、保守並びに賃貸</u> <u>(43) カラオケルーム、飲食店、レンタルビデオ店、コンビニエンスストア、音楽スタジオ、スポーツ施設、遊戯場の経営</u> <u>(44) 土木工事業</u> <u>(45) 建築工事業</u> <u>(46) 電気工事業</u> <u>(47) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープ等の原盤の企画、制作</u> <u>(48) タレントの育成、マネジメント及びプロモート業務</u> <u>(49) 金融業</u> <u>(50) 求人・求職・雇用・労働市場・職業問題に関する市場調査、資料作成、並びに情報提供業務</u> <u>(51) 会社案内・入社案内・採用広報・ダイレクトメール等印刷物の企画・制作並びに発送代行業務</u> <u>(52) 人材採用活動に関するコンサルティング業務</u>

第6号議案による変更後の定款	変更案
	<u>(53) 要員派遣等ソフトウェア技術支援業務</u> <u>(54) コンピュータによる勤務シフト表の作成、運用管理の代行または請負業務</u> <u>(55) 有料職業紹介事業</u> <u>(56) システム開発、プログラミング、機械設計等の請負業務</u> <u>(57) パソコン、英会話等のスクール運営業務</u> <u>(58) 人事評価・教育研修に関するコンサルティング業務</u> <u>(59) 一般企業の人材の適正配置、能力開発、育成・指導に関する各種診断、講習、セミナー等の企画及び実施業務</u> <u>(60) 一般企業の人事・労務・経理・経営管理、福利厚生に関する業務の代行並びにコンサルティング業務</u> <u>(61) インターネットのホームページの企画及び制作業務</u> <u>(62) 棚卸作業、一般事務処理等の軽作業請負業務</u> <u>(63) 人材採用活動、能力開発及び教育研修の代行または業務請負</u> <u>(64) 就職、再就職支援に関する教育研修及びコンサルティング業務</u> <u>(65) 求人情報、広告掲載、広告の提供及び販売業務</u> <u>(66) ファッションデザイナー・パタンナー・プレススタッフ等のマネジメント業務</u> <u>(67) ファッションビジネスに関する教育研修業務</u> <u>(68) 民間団体が主催するコンピュータに関する各種認定試験及び資格試験の実施、運営業務</u> <u>(69) 自動車の共同利用会員サービス運営及び管理業務</u>

第6号議案による変更後の定款	変更案
	(70) <u>下記製造業に関する製造の請負並びに受託業務</u> ① <u>家庭用電気機械器具、厨房用電気機械、農業用機械、事務用機械、冷凍機、各種自動販売機、医療用機械器具、火災・救急・防犯通報装置、船舶・航空機・鉄道車両・自動車・自転車及びこれらの部品、自動車電装品、内燃機関、動力伝動装置、工作機械部品、産業用運搬機械、眼鏡、光学機械器具・レンズ、産業用ロボット、コンピュータ、ワープロ、ゲーム等の文字画像表示装置用の液晶、電子部品、半導体、通信機器、プリント基板、ベアリング等電気・輸送・精密機械</u> ② <u>冷凍食品、レトルト食品、パン・菓子、惣菜、ハム・ソーセージ、畜産食料品、豆腐、油揚げ、めん類等食料品</u> ③ <u>塩、ソース、味噌、化学調味料、植物油脂、動物油脂等調味料</u> ④ <u>酒類、アルカリイオン水、清涼飲料水等飲料</u> ⑤ <u>有機質肥料、配合飼料等飼料</u> ⑥ <u>アパレル製品、衣料雑貨品、毛皮製衣服、寝具等繊維製品</u> ⑦ <u>合板、床板、木製工芸品等木材・木製品</u> ⑧ <u>プレハブハウス、ログハウス、家具、カーテン、敷物、建具</u> ⑨ <u>ダンボール、再生紙、感熱紙、すき和紙、壁紙・ふすま紙、紙器その他包装用品、紙製容器、セロファン等パルプ、紙、紙加工品</u> ⑩ <u>医薬品、医療衛生用品、化粧品、合成ゴム、プラスチック、セラミックス製品、農業薬品、化学肥料、化学繊維等化学工業品</u> ⑪ <u>医療・衛生用ゴム製品、工業用ゴム製品等ゴム製品</u> ⑫ <u>かばん、馬具、工業用革製品等皮革製品</u> ⑬ <u>板ガラス、衛生陶器、ガラス繊維、陶磁器、ガラス容器、鋳形、建設用粘土製品等土石製品</u>

第6号議案による変更後の定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	⑭ 製鋼圧延、表面処理鋼材、鍛鋼、鍛工品、亜鉛メッキ鉄板、鋼管、鋼材、鋳鉄・合金鉄等鉄鋼 ⑮ 核燃料、電線・ケーブル、チタン等非鉄金属 ⑯ アルミニウム・アルミニウム合金プレス製品、家庭用ガス機器・石油機器、建設用・建築用金属製品、リード線等金属製品 ⑰ 浄水器・アルカリイオン水製造機器・空気清浄器、電気音響機械器具、電気照明器具、電気通信機械器具、電源供給装置、電子情報伝達機器、動力電動装置、配線器具・配線付属品、発電機・電動機・美容健康器具、変圧器類、ボイラー、ミシン、遊戯機、運動競技用具、ラジオ受信機・テレビジョン受信機、リハビリテーション機器、鉛筆・ボールペン・万年筆、看板・標識、貴金属製品、喫煙用具、美術工芸品等各種物品 (71) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 (72) 旅館業 (73) 酒類販売業 (74) 煙草、切手、食料品、飲料水、化粧品、日用雑貨品その他物品の販売 (75) 産業廃棄物処理業 (76) 上記各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。	第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。
第6章 計算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。	第6章 計算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第6号議案による変更後の定款	変更案
(剰余金の配当) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(剰余金の配当) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年8月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。
(新 設)	附則 (第10期事業年度の定時株主総会の基準日) 第1条 <u>第15条の規定にかかわらず、第10期事業年度の当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、平成29年12月31日とする。</u> (第10期事業年度の期間) 第2条 <u>第41条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年1期とする。</u> (第10期事業年度の剰余金の配当) 第3条 <u>第42条第1項の規定にかかわらず、当会社の期末剰余金配当の基準日は、12月31日とする。</u> (第10期事業年度の中間配当の基準日) 第4条 <u>第43条の規定にかかわらず、第10期事業年度の中間配当の基準日は平成29年6月30日とする。</u> (第11期事業年度の期間) 第5条 <u>第41条の規定にかかわらず、第11期事業年度は、平成30年1月1日から平成30年8月31日までの8ヶ月間とする。</u> (第11期事業年度の中間配当の基準日) 第6条 <u>第43条の規定にかかわらず、第11期事業年度の中間配当の基準日は平成30年6月30日とする。</u> (附則の有効期限) 第7条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成30年8月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>

第8号議案

取締役5名選任の件

第1号議案から第5号議案までの各議案のご承認をいただくことを前提として、平成29年12月1日に予定しておりますU S E Nとの本経営統合に伴い、新たに就任することとなる取締役の選任をいたしたく、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、本議案が原案どおり承認可決された時点をもって生じるものといたします。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	まぶち しやうへい 馬淵 将平 (昭和47年11月4日)	平成7年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行 平成19年1月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 投資銀行部門資本市場本部ヴァイス・プレジデント 平成21年4月 (株)U S E N入社 常務執行役員C F O 平成22年11月 (株)U S E N 取締役常務執行役員C F O (株)アルメックス 取締役 平成23年3月 (株)U S E N 取締役常務執行役員C F O、経営企画室長 平成23年11月 (株)U S E N 取締役副社長執行役員C F O、経営企画室長 平成25年11月 (株)U S E N 取締役副社長執行役員C F O、経営企画室長 (株)アルメックス 代表取締役社長（現任） 平成25年12月 (株)U S E N 取締役副社長執行役員C F O（現任）	一株

[選任理由]

馬淵将平氏は、国内及び国外の大手金融機関勤務を通じて金融全般に対する幅広い見識を有しており、平成21年4月に(株)U S E Nへ入社した後は最高財務責任者を務められております。また、平成25年11月からは同社の中核子会社である(株)アルメックスの代表取締役を務めるなど経営に関する幅広い経験も有しているため、本経営統合後においてグループ経営を遂行していく中で必要となる意思決定に重要な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任	たむら きみまさ 田村 公正 (昭和46年6月20日)	平成6年3月 (株)U S E N入社 平成16年9月 (株)U S E N 東東京支社長 平成21年4月 (株)U S E N 営業本部長 平成22年3月 (株)U S E N 常務執行役員、営業本部長兼集客支援事業部長 平成23年11月 (株)U S E N 副社長執行役員（営業本部・企業法人为本部・I C T事業本部・放送企画本部管掌）、集客支援事業部長 平成24年12月 (株)U S E N 副社長執行役員（営業本部・企業法人为本部・I C T事業本部・放送企画本部・集客支援事業部管掌） 平成25年11月 (株)U S E N 代表取締役社長 (株)U's A D（現(株)U S E Nテクノサービス） 代表取締役（現任） 平成25年12月 (株)U S E N 代表取締役社長、コーポレート本部長 平成26年9月 (株)U S E N 代表取締役社長 平成28年4月 (株)U S E N 代表取締役社長、コーポレート統括部長（現任）	一株

[選任理由]

田村公正氏は、(株)U S E Nの各事業部門長を歴任され、平成25年11月からは同社の代表取締役社長を務められていることから、同社の事業全般に対する深い見識と上場企業の最高責任者として経営に関する幅広い経験を有しております。従いまして、本経営統合後においてグループ経営を遂行していく中で必要となる意思決定に重要な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任	お.お.た や.す.ひ.こ 大田 安彦 (昭和43年9月12日)	平成4年3月 (株)U S E N入社	一株
		平成16年9月 (株)U S E N 南東京支社長	
		平成20年4月 (株)U's A D (現(株)U S E Nテクノサービス) 代表取締役	
		平成21年9月 (株)U S E N ビジネスインテグレーション事業部長	
		平成23年3月 (株)U S E N 執行役員、企業法人本部長	
		平成24年11月 (株)U S E N 常務執行役員 (中国事業推進室管掌)、企業法人本部長	
		平成25年11月 (株)U S E N 取締役常務執行役員 (中国事業推進室、放送企画本部管掌)、企業法人本部長	
		平成26年3月 (株)U S E N 取締役常務執行役員 (中国事業推進室管掌)、企業法人本部長兼コンテンツプロデュース統括部長	
		平成26年9月 (株)U S E N 取締役常務執行役員 (営業本部、企業法人本部、コンテンツプロデュース統括部、海外事業推進部管掌)	
		平成27年6月 (株)U S E N 取締役常務執行役員 (地区営業統括部、法人営業統括部、コンテンツプロデュース統括部、海外事業推進部管掌)、事業推進統括部長	
		平成28年9月 (株)U S E N 取締役常務執行役員 (法人営業統括部、事業推進統括部、コンテンツプロデュース統括部、海外事業推進部管掌)、地区営業統括部長 (現任)	

[選任理由]

大田安彦氏は、(株)U S E Nの基幹事業である放送事業に係る各部門長を歴任され、同社の企業価値の維持向上において中心的な役割を果たされてきました。また、平成25年11月からは同社の取締役常務執行役員として海外事業の推進も担い、新規事業領域の拡大や立ち上げ及び経営に関する幅広い経験を有しております。従いまして、本経営統合後においてグループ経営を遂行していく中で必要となる意思決定に重要な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 新任	さとう あきお 佐藤 明夫 (昭和41年2月4日)	平成 9 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年 3 月 佐藤総合法律事務所開設（現職） 平成20年 3 月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役（現任） 平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ(株) 社外取締役（現任） 平成24年 4 月 慶應義塾大学ビジネス・スクール非常勤講師（現任） 平成26年10月 (株)東京ＴＹフィナンシャルグループ 社外取締役 平成27年 6 月 (株)きらやか銀行 社外取締役（現任） 平成28年 6 月 あおぞら信託銀行(株) 社外取締役（現任）	－株

〔選任理由〕

取締役候補者佐藤明夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的知識に加え、他事業会社の社外役員を歴任されていることから、経営全般に対する有益な助言と業務執行に対する監督機能という職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 新任	いべし くみこ 伊串 久美子 (昭和43年9月3日)	平成12年10月 デロイト・トーマツ・コンサルティング(株) テレコム&メディア事業部マネジャー	一株
		平成15年 1 月 日本ヒューレット・パッカード(株) 戦略企画部門マネジャー	
		平成15年 9 月 日本ヒューレット・パッカード(株) 経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト	
		平成18年 6 月 エーオン・ホールディングス・ジャパン(株) 経営企画部門部門長兼新規事業開発部長	
		エーオン・リスク・サービス・ジャパン(株) 営業市場開発部長	
		エーオン・コンサルティング・ジャパン(株) H R コンサルティング・ディレクター	
		平成21年 6 月 ハーバード大学公共政策大学院行政学修士号 (M P A) 取得	
		平成23年 9 月 日本アイ・ビー・エム(株) グローバル・ビジネス・サービス事業戦略・市場開発部長	
		平成24年 7 月 日本アイ・ビー・エム(株) グローバル・ビジネス・サービス事業コンサルティング部門アソシエイト・パートナー	
		平成26年 9 月 (株)霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長 (C E O兼C O O)	
		平成27年11月 (株)U S E N 社外取締役 (現任)	
		平成28年 4 月 (株)アマガサ 社外取締役	

〔選任理由〕

取締役候補者伊串久美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、複数のグローバル企業での勤務及び経営者としての豊富な経験による高い見識から事業戦略の策定、新規事業、海外進出に精通されており、当社の経営における重要課題の意思決定において実効性を強化していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者である佐藤明夫氏及び伊串久美子氏が原案どおり承認可決され社外取締役に選任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じて得た額及び当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。
3. 取締役二宮康真氏は、本臨時株主総会終結の時をもって当社の取締役を辞任いたします。
4. 取締役堀内雅生氏は、本臨時株主総会終結の時をもって当社の取締役を辞任いたします。なお、本臨時株主総会第9号議案が原案どおり承認可決された場合、同氏は当社の監査役に就任する予定であります。

第9号議案

監査役 3 名選任の件

第 1 号議案から第 5 号議案までの各議案のご承認をいただくことを前提として、平成29年12月 1 日に予定しております U S E N との本経営統合に伴い、新たに就任することとなる監査役の選任をいたしたく、監査役 3 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであり、各候補者の選任の効力は本議案が原案どおり承認可決された時点をもって生じるものといたします。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	ほりうち まさお 堀内 雅生 (昭和44年11月13日)	平成 4 年 4 月 日本インベストメント・ファイナンス(株) (現大和企業投資(株)) 入社 平成 7 年 4 月 (株)インテリジェンス入社 平成10年 3 月 (株)サイバーエージェント 社外監査役 (現任) 平成21年 4 月 (株)U S E N入社 平成22年 5 月 税理士登録 平成22年12月 当社取締役管理本部長 平成28年12月 当社取締役総合企画室長 (現任)	29,000株

[選任理由]

堀内雅生氏は、(株)U S E Nにおいて内部統制の責任者を務めた後、平成22年12月より当社取締役として本社機能を統括する管理本部長と総合企画室長を歴任し、当社グループの事業に関する十分な理解と知見を有しております。従いまして、取締役の職務執行の監査を遂行するために必要な知識及び経験を有するものと判断し監査役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任	こばやし ようすけ 小林 陽介 (昭和42年12月18日)	平成15年 3 月 (株)U S E N 入社 平成16年 9 月 (株)U S E N 経理部長 平成18年 6 月 (株)アルメックス 監査役 平成19年 3 月 (株)U S E N 管理本部副本部長 平成20年11月 (株)U S E N 執行役員管理本部副本部長 平成21年 4 月 (株)U S E N 執行役員管理本部長 平成21年 9 月 (株)U S E N 常務執行役員管理本部長 平成21年11月 (株)ユーズミュージック 監査役 (現任) 平成26年11月 (株)U S E N 監査役 (現任) (株)アルメックス 監査役 (現任) 平成27年 2 月 (株)U S E Nテクノサービス 監査役 (現任)	一株

[選任理由]

小林陽介氏は、(株)U S E Nの経理部長、管理本部長を歴任され、現在は同社を含む(株)U S E Nグループ企業の監査役を務められていることから、監査役として培われた企業監査に関する深い知識及び豊富な経験に基づき経営全般に関する適切な助言、監査という職務を遂行していただけるものと判断し監査役候補者いたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任	きたむら ゆきお 北村 行夫 (昭和20年10月5日)	昭和52年 4 月 弁護士登録 井上四郎法律事務所入所 昭和55年 4 月 虎ノ門総合法律事務所開設 所長 (現任) 平成21年11月 (株)U S E N 社外監査役 (現任) 平成25年 6 月 (株)トーテック 社外取締役 (現任)	一株

[選任理由]

監査役候補者北村行夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者となります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通していることに加え、平成21年11月より(株)U S E Nの社外監査役を務められるなど企業経営に関する十分な知識を持たれていることから、高い見識に基づいた経営全般に関する適切な助言、監査という職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 当社は、北村行夫氏が所属している虎ノ門総合法律事務所との間において顧問契約を締結しております。その他各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者である北村行夫氏が原案どおり承認可決され社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じて得た額及び当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。
3. 監査役巖崎洋一氏は、本臨時株主総会終結の時をもって当社の監査役を辞任いたします。
4. 監査役大井法子氏は、本臨時株主総会終結の時をもって当社の監査役を辞任いたします。

第10号議案

取締役の報酬改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年12月22日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社の現状及び経済情勢並びに本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額400,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。かかる取締役の報酬枠には、従来どおり使用人分給与は含まないものとします。

なお、取締役の報酬改定は、本議案が原案どおり承認可決された時点をもって生じるものといたします。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第8号議案に基づく取締役選任の効力が生じますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第11号議案**資本金の額の減少の件****1. 提案の理由**

本経営統合により、当社は子会社の経営管理事業と子会社に対するバックオフィス業務を営む純粋持株会社になる予定であることからその実態企業規模に合わせるため、並びに、本議案及び第12号議案に基づき増加するその他資本剰余金の一部を第13号議案に基づきその他利益剰余金へ振り替えることにより、現在の繰越利益剰余金の欠損を填補し資本勘定を整理することで財務内容の健全化を図り、本経営統合後における新たな企業グループとして機動的な成長戦略を実現していくために、会社法第447条第1項の規定に基づき当社の資本金の額を減少したいと存じます。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではなく、1株当たりの純資産額に変更が生じるものではございません。

2. 提案の内容**(1) 減少する資本金の額**

当社の資本金の額（1,776,340,000円（平成28年12月31日時点））のうち、1,686,340,000円を減少し、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年12月1日

なお、本議案に係る資本金の額の減少は、第1号議案から第5号議案までの各議案が原案どおり承認可決されること、並びに、吸収分割①、吸収分割②、吸収分割③、吸収合併①及び吸収合併②の効力が生じることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

第12号議案

資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

本経営統合により、当社は子会社の経営管理事業と子会社に対するバックオフィス業務を営む純粋持株会社になる予定であることからその実態企業規模に合わせるため、並びに、第11号議案及び本議案に基づき増加するその他資本剰余金の一部を第13号議案に基づきその他利益剰余金へ振り替えることにより、現在の繰越利益剰余金の欠損を填補し資本勘定を整理することで財務内容の健全化を図り、本経営統合後における新たな企業グループとして機動的な成長戦略を実現していくために、会社法第448条第1項の規定に基づき当社の資本準備金の額を減少したいと存じます。

2. 提案の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額（1,676,340,000円（平成28年12月31日時点））のうち、1,586,340,000円を減少し、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年12月1日

なお、本議案に係る資本準備金の額の減少は、第1号議案から第5号議案までの各議案が原案どおり承認可決されること、並びに、吸収分割①、吸収分割②、吸収分割③、吸収合併①及び吸収合併②の効力が生じることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

第13号議案**剰余金の処分の件**

1. 提案の理由

現在の繰越利益剰余金の欠損を填補し資本勘定を整理することで財務内容の健全化を図り、本経営統合後における新たな企業グループとして機動的な成長戦略を実現していくため、会社法第452条の規定に基づき、第11号議案及び第12号議案により増加するその他資本剰余金の一部をその他利益剰余金に振り替えることで、欠損を填補したいと存じます。

2. 提案の内容

(1) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 124,818,043円

(2) 増加する剰余金の項目及び金額

その他利益剰余金 124,818,043円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

平成29年12月1日

なお、本議案に係る剰余金の処分は、第11号議案及び第12号議案が原案どおり承認可決されること、第11号議案に基づく資本金の額の減少の効力が生じること、並びに、第12号議案に基づく資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として、平成29年12月1日（予定）に生ずることといたします。

以上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

臨時株主総会会場のご案内

会場

明治記念館 東館2階 鳳凰の間

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 03-3403-1177

交通

- J R 中央・総武線「信濃町駅」南口より徒歩約4分
- 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」出口2より徒歩約8分
- 地下鉄 大江戸線「国立競技場駅」A1出口より徒歩約8分

※お願い：駐車場に限りがございますので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。



お問合せ先

株式会社U-NEXT
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
電話03-6741-4426

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

